

労災保険制度では、労働者が業務中または通勤中に災害に遭い、それによって負傷または病気になる場合には、労働者からの請求に基づいて治療費等の給付を行っています。

## 質問に お答え します

しかし、労災保険制度の認識がなかったなど、誤って健康保険を使用して治療を受けてしまった場合、どのようにして労災保険へ切り替えたらよいかとのお問い合わせを

### 誤って健康保険を使用した場合

いただくことがあります。

断じます。

#### ① 労災保険指定医療機関へ受診した場合

受診した当月内であれば、様式第5号（療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の給付請求書、以下「様式第5号」という。業務上災害用）または様式第16号の3（療養給付たる療養の給付請求書、以下「様式第16号の3」という。通勤災害用）を提出することで医療機関の窓口で精算ができ、労災保険へ切り替えて請求することが可能な場合があります。まずは医療機関へご確認ください。

#### ② 医療機関窓口での精算ができなかった場合、非指定医療機関へ受診した場合

療養の費用請求書、以下「様式第7号」という。業務上災害用）または様式第16号の5（療養給付たる療養の費用請求書、以下「様式第16号の5」という。通勤災害用）を労働基準監督署へ提出することで費用の給付を受けることができます。



療養の費用請求書、以下「様式第7号」という。業務上災害用）または様式第16号の5（療養給付たる療養の費用請求書、以下「様式第16号の5」という。通勤災害用）を労働基準監督署へ提出することで費用の給付を受けることができます。

まず、健康保険の保険者へ労災である旨を申し出てください。健康保険から医療費の返還通知書が届きますので、返還額をお支払いくください。

次に様式第7号または様式第16号の5を記入の上、健康保険への返還額の領収書と医療機関窓口で支払った金額の領収書を添付し、労働基準監督署へ提出してください。

健康保険へ返還していないものは労災給付することはできませんので、返還手続き後に領収書を添えて請求書を提出してください。また、医療機関窓口で支払った金額だけを労災給付することもできません。

なお、既に業務上災害または通勤災害として労災認定を受けている事案について、健康保険への返還額が高額等の理由で一時的に医療費の全額を自己負担するのが困難な場合は、労働基準監督署と健康保険の保険者の間で調整することができ、このような場合は一度労働基準監督署へご相談ください。ただし、すでに労災認定されている事案に限りますのでご注意ください。

イラスト・木村武司